

平成28年7月20日

受益者の皆さまへ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

損保ジャパン-DBLCI コモディティ 6
損保ジャパン-DBLCI コモディティ・マザーファンド
信託約款の変更(決定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「損保ジャパン-DBLCI コモディティ 6」（以下「ファンド」または「ベビーファンド」といいます。）および当ファンドの主要投資対象である「損保ジャパン-DBLCI コモディティ・マザーファンド」につきまして、平成28年6月14日から平成28年7月19日の間、信託約款の変更に対する異議申立てを受付けておりました。

その結果、異議申立てを行った受益者の受益権口数が公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えなかったため、平成28年8月24日を変更適用日として、当ファンドの信託約款変更を行うことが決定いたしましたのでお知らせいたします。

日頃のご愛顧に心から御礼申し上げますとともに、今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

[本件に関するお問い合わせ先]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 クライアントサービス第二部

電話番号 03-5290-3519（受付時間：平日*の午前9時～午後5時）

※土曜、日曜、祝日、振替休日、国民の休日を除いた日

1. 信託約款変更適用日

平成 28 年8月 24 日

2. 変更内容

(1) 主要投資対象

| | | |
|-----|--|------------------|
| 変更前 | <p>ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）の騰落率に償還価額等が概ね連動する「ユーロ円建債券※」を主要投資対象とします。</p> <p>※ドイツ銀行本店により発行されます。</p> <p>■連動する指数の特徴</p> <p>①ドイツ銀行グループが算出する商品指数です。</p> <p>②6種類のみドル建ての商品先物により構成されます。</p> <p>③流動性が高いと考えられる商品先物で構成することで、商品市況の動きを反映します。</p> <p>なお、指数を構成する商品先物は現状すべて米ドル建てのため、当ファンドには主に米ドル・円の為替変動リスクがあります。</p> | <p>(採用品目別内訳)</p> |
| 変更後 | <p>トムソン・ロイター・コアコモディティーズ・CRB指数（トータルリターン）の騰落率に概ね連動する「ETF※」を主要投資対象とします。</p> <p>※リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントにより発行・運営される「リクソーETF コモディティーズ トムソン・ロイター/コアコモディティーズ CRB トータルリターン」に投資を行います。</p> <p>■連動する指数の特徴</p> <p>①トムソン・ロイター社が算出する商品指数です。</p> <p>②19種類のみドル建ての商品先物により構成される指数です。</p> <p>③経済活動において重要性が高いと思われる商品先物で構成されます。</p> <p>なお、投資するETFおよび指数を構成する商品先物は米ドル建てのため、当ファンドには主に米ドル・円の為替変動リスクがあります。</p> | <p>(採用品目別内訳)</p> |

■リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントについて

- ・ ソシエテジェネラルの子会社
- ・ オルタナティブ投資、ストラクチャード・ファンド（仕組債ファンド）、ETF等のインデックス・トラッカー・ファンドの3つの分野に特化したビジネスを展開しています。

前記（１）の変更とともに、以下①～⑤についても変更を行います。

①投資制限

| | |
|-----|--|
| 変更前 | <ul style="list-style-type: none"> ・親投資信託を除く投資信託証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。 ・外貨建資産への<u>投資は行いません。</u> |
| 変更後 | <ul style="list-style-type: none"> ・親投資信託<u>およびETF等</u>を除く投資信託証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。 ・外貨建資産への<u>実質投資割合には制限を設けません。</u> |

②申込不可日

| | |
|-----|--|
| 変更前 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申込日または翌営業日がフランクフルトまたはロンドンの銀行休業日にあたる日</u> ・<u>申込日または翌営業日がインデックス営業日でない日にあたる日</u> <u>（インデックス営業日）</u> <u>（土曜日、日曜日以外で）商業銀行、外国為替取引所が支払決済を行い、ニューヨーク市で一般業務を行う日（外国為替取引および外貨預金業務を含む）、かつ New York Mercantile Exchange（“NYMEX”）、the London Metal Exchange（“LME”）、Commodity Exchange Inc., New York（“COMEX”）、および the Board of Trade of the City of Chicago Inc.（“CBOT”）が取引のために開いている日。</u> <u>ただし、NYMEX、LME、COMEX、CBOT のいずれかが通常営業日の取引終了時間前に終了すると予定されている日を除く。</u> ・<u>申込日または翌々営業日がドイツのイースターの休日（聖金曜日）、レイバーデー、ならびにクリスマスの休日にあたる日</u> |
| 変更後 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ニューヨーク・マーカンタイル取引所、NYSE Euronext パリ証券取引所、スイス証券取引所の休業日（各取引所の半日休業日を含みます。）および各取引所の休業日の前営業日</u> ・<u>フランスの銀行の休業日（半日休業日を含みます。）および休業日の前営業日</u> ・<u>フランスの銀行の休業日（半日休業日を含みます。）が連続する場合は、当該期間開始日より7営業日前までの期間</u> |

③購入・換金申込受付の中止および取消し

| | |
|-----|--|
| 変更前 | <p>委託会社は、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。</p> |
| 変更後 | <p>委託会社は、<u>購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、当ファンドが実質的に主要投資対象とするETFの申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止</u>、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。</p> |

④換金代金

| | |
|-----|---|
| 変更前 | 換金請求受付日から起算して、原則として <u>7</u> 営業日目からお支払いします。 |
| 変更後 | 換金請求受付日から起算して、原則として <u>8</u> 営業日目からお支払いします。 |

⑤繰上償還

| | |
|-----|---|
| 変更前 | 受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、 <u>ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）が改廃となったとき、実質組入れユーロ円債の再投資を著しく異なる条件で行うこととなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは</u> 、繰上償還させることがあります。 |
| 変更後 | 受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、 <u>実質的な主要投資対象であるETFが存続しないこととなったとき、対象指数が改廃となったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは</u> 、繰上償還させることがあります。 |

(2) 信託期間

| | |
|-----|--|
| 変更前 | <u>無期限</u> |
| 変更後 | <u>平成33年5月24日まで</u> <u>※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。</u> |

3. その他の変更内容

前記2. の変更が決定いたしましたので、以下についても変更を行います。

(1) 当ファンドの名称

| | |
|-----|-----------------------|
| 変更前 | 損保ジャパン-DBLCI_コモディティ_6 |
| 変更後 | 損保ジャパン_コモディティ_ファンド |

(2) 当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの名称

| | |
|-----|-----------------------------|
| 変更前 | 損保ジャパン-DBLCI_コモディティ_マザーファンド |
| 変更後 | 損保ジャパン_コモディティ_マザーファンド |

(3) 受益者が信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|-----|---|
| 変更前 | ①当ファンドの運用管理費用（信託報酬） 年率 <u>1.134%</u> （税抜 <u>1.05%</u> ） < 配分（税抜）：委託会社 <u>0.50%</u> 、販社会社 0.50%、受託会社 0.05% > |
|-----|---|

| | |
|-----|---|
| | <p>その他の費用</p> <p>売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、<u>インデックス管理コスト（ユーロ円債において年間1.0%が徴収されます。）</u>、信託財産に関する租税等</p> |
| 変更後 | <p>①当ファンドの運用管理費用（信託報酬）</p> <p>年率 <u>0.918%</u>（税抜 <u>0.85%</u>）</p> <p><配分（税抜）：委託会社 <u>0.30%</u>、販社会社 <u>0.50%</u>、受託会社 <u>0.05%</u>></p> <p>②実質的な主要投資対象であるETFの信託報酬等</p> <p><u>年率0.35%程度</u></p> <p>実質的な運用管理費用（信託報酬）</p> <p><u>ファンドの純資産総額に対して概ね1.268%（税込・年率）程度となります。</u></p> <p><u>※上記①に②を加算しております。ETFの組入状況等によって、実質的に負担する運用管理費用（信託報酬）は変動します。</u></p> |
| | <p>その他の費用</p> <p>売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、<u>ETF内において指数に連動するポートフォリオを維持するための取引コスト*</u>、信託財産に関する租税等</p> <p><u>※相場環境によって当該取引コストは変動します（2015年は概ね年間0.20%程度）。</u></p> |

以上